

■質問事項

質問 1. 【データ連携仕様・機能別連携仕様について】

・基幹システムとのデータ連携について、標準仕様書に示されている共通レイアウトに基づき、ガバメントクラウド上に構築された貴市準備のオブジェクトストレージを介して連携する想定と理解しております。

上記は、機能別連携仕様に基づくデータ連携を想定されているという認識で相違ないでしょうか。

認識に相違がない場合、貴市が連携を想定されている機能別連携仕様の ID をご提示ください。

機能別連携仕様以外のフォーマットでの連携は、対応が難しい可能性があります。

⇒お見込みのとおりです。

各手続にどのデータレイアウトを使用するかにより提示内容が変わりますが、本業務の調達範囲においては、基本データリスト及び機能別連携仕様のどちらについても提供可能です。契約締結後の要件定義の中で決定していくものと認識しています。

現時点で利用想定されるものとしては、以下のものが考えられます。

種別	業務名	ID	グループ名・データ集合名
基本データリスト	住民基本台帳	001001	住民情報
基本データリスト	住民基本台帳	001014	転出証明書情報管理
基本データリスト	住民基本台帳	001019	個人番号カード管理
機能別連携仕様	住民基本台帳	001o005	住民情報（個人番号なし）
機能別連携仕様	介護保険	023o002	被保険者情報
機能別連携仕様	国民健康保険	024o007	国保資格情報
機能別連携仕様	後期高齢者医療	025o005	被保険者情報

質問 2. 【見積作成に必要な資料提供について】

・費用のお見積りにあたり、機能別連携仕様と変換表のご提供をお願いできますでしょうか。

⇒データレイアウトについては、質問 1 回答と同様です。

変換表は、仕様書のとおり契約締結後に提供する予定です。

全国住所コード：「富士通 KUIN 住所検索ライブラリ V1.1」の住所コード表を提供します。変換表は作成されていないため、変換方針について契約締結後に市と受託者とで協議の上決定します。住所コード表のイメージは次のとおりです。

< 県・市,町名,大字,番地 >

管内住所コード：契約締結後にダウンロード CSV の形式で提供します。変換表のデータレイアウトは次のとおりです。

< 自治体コード（5 桁）,町コード（6 桁）,外部連携用町コード（7 桁）,住所漢字（高瀬町下勝間） >

質問 3. 【標準化対応遅延時の影響・契約変更について】

・表 2「基幹システム一覧」に各連携先データ名が挙がり、標準化対応が終わる前提となっていますが、仮に標準化対応が遅れた場合には窓口業務支援システム側に影響があるという認識です。

その場合のスケジュールや追加工数が発生した際には、契約内容などについてご相談できる認識で相違ないでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

なお、「表2 基幹システム一覧」は既に標準化が完了しているシステムの一覧、「表3 その他連携を見込む一覧」は仕様書注釈のとおりです。

質問4.【文字変換・住所コード変換の対象範囲について】

・本業務では、文字変換および住所コード変換を実施する要件と理解しております。

適切な工数積算および実施範囲の明確化のため、以下についてご教示ください。

- ・前方連携の対象となる機能別連携仕様のIDおよび種類
- ・各機能別連携仕様において変換対象となる項目
- ・後方連携で生成・連携するCSVファイルの種類
- ・各CSVにおいて文字変換・住所コード変換の対象となる項目

また、本業務の対象となる申請書や連携対象について、契約後に追加となる可能性がある場合は、その想定範囲および追加時の取扱いについてご教示ください。

⇒データレイアウトについては、質問1回答と同様です。そのため、文字変換及び住所コード変換を実施するデータレイアウトについても、契約締結後の要件定義の中で決定していくものと認識しています。

前方連携については、MJ+での出力が可能のため、文字変換は発生しない想定です。

後方連携で生成・連携するCSVファイルの種類については、「別紙3_対象手続要件」におけるRPA連携欄を確認してください。

後方連携の変換対象としては、基本的に氏名、住所、行政区が変換対象になり得ると想定されますが、これについても契約締結後の要件定義の中で決定していくものと認識しています。

また、構築業務の契約範囲は「別紙3_対象手続要件」及び提案により追加となった手続です。構築完了後の運用期間中に都度発生する追加作業については、別契約で対応することとなります。

質問5.【オブジェクトストレージ出力ファイルの文字コードについて】

・各基幹システムからオブジェクトストレージに出力されるファイルの文字コードとそのエンコードは何でしょうか。文字コードの種類により、変換の難易度が異なります。

⇒出力可能な文字コード：Unicode-JEF、MJ+
エンコード：UCS4

質問6.【住所コード変換表の粒度について】

・住所コードの変換表は、町名・大字・小字・番地など、どの程度の粒度で提供されますか。

窓口システムに入出力できる住所の粒度は、変換表に依存します。

⇒質問2回答と同様です。

質問7.【縮退文字・外字変換時の運用方法について】

・基幹システムとのデータ連携においては、富士通製独自文字から行政事務標準文字（MJ+）への変換、および行政事務標準文字（MJ+）から富士通製独自文字への再変換を伴う運用を想定しております。

この場合、複数の独自文字が行政事務標準文字（MJ+）の同一文字へ集約されるケースでは、後方連携時に元の字形を一意に復元できない可能性があり、住民氏名や住所等の文字情報に差異が生じることが懸念されま

す。

上記のような縮退文字、外字の変換に伴う運用について、貴市として想定されている対応方法、目視確認、職員による修正、運用ルール等がございましたらご教示ください。

また、縮退文字の発生に伴う確認・修正作業について、受託事業者の対応範囲として想定されている事項がございましたら併せてご教示ください。

⇒後方連携における変換については、懸念されているとおりであると認識しています。システム上の対応が難しい場合は、以下の運用で回避すること等が考えられますが、基本的には処理停止による代替の運用方法をご提示ください。

①窓口業務支援システムで通常通り受付

②外字が使われているかどうかを判別（マイナンバー読取り後の前方連携による外字判定）

③外字があれば後方連携停止判定（手続ガイダンスや手続案内書については通常通り行う）

④基幹システムへの入力等については、従来の方法により職員が手入力で処理

質問 8. 【縮退文字発生時の対応方針について】

- ・縮退文字が発生した際のシナリオとして以下のいずれかの対応を想定しています。
- ・縮退文字を示す記号、例：■などに置き換える
- ・該当する候補のうち早番の文字コードに置き換える
- ・処理自体を停止する

いずれの対応においても、正確なデータ連携には職員様による手動での修正が必要なのですが、運用上問題ないでしょうか。

縮退文字は不可逆のため、自動化することが困難です。

⇒前方連携については、独自文字から MJ+へ変換した状態で機能別連携仕様等での出力が可能です。

ただし、後方連携については、システム上の対応が難しい場合は処理停止する必要があると考えられるため、外字が使われているかどうかを判別する仕組み（又は代替の方法）をご提示ください。

また、標準化未対応の業務システムについては、契約締結後に市と受託者との協議の上、方針を決定するものとしします。

質問 9. 【住民記録システム・戸籍システムの端末構成について】

・住民記録システム「MICJET MISALIO」と戸籍システム「戸籍総合システム・ブックレス」は別端末での動作となりますでしょうか。

RPA の端末数に影響するため、ご教示ください。

⇒お見込みのとおりです。

質問 10. 【RPA 用端末の調達範囲について】

・「RPA ライセンス 今後の手続の拡張や繁忙期などの端末増設を見越したライセンス数を見積に含めること」について、RPA ライセンスだけでなく、RPA 用端末の調達も見積範囲内である認識でよろしいでしょうか。

⇒RPA を実装させる端末は、既に市に設置されている住基システム専用端末を想定しています。ですので、本提案時点では RPA 用端末の調達を環境構築費用に含めていただく必要はありません。端末の調達台数は、仕様

書『4.1 システム要件』中『(6)ハードウェア要件』を参照してください。

質問 1 1. 【RPA ライセンス数の前提について】

・RPA ライセンス数は、窓口受付端末数を前提にご準備させていただき認識でよろしいでしょうか。

⇒今回の窓口支援システムの導入のみならず、今後の対象手続の拡張性を考慮したライセンス数の提示をお願いします。仕様書『4.7 本稼働に向けた支援等』中(1)④に記載の改革提案を踏まえ、『4.1 システム要件』中(5)②の記載とさせていただきます。

質問 1 2. 【RPA 連携通知画面の表示端末について】

・「RPA 連携の開始／終了／連携結果を通知画面から確認」について、通知画面とはどの端末、窓口業務支援システム端末または RPA 端末で表示されることを想定されていますでしょうか。

⇒窓口業務支援システム端末画面での確認を想定しています。難しい場合は、代替となる確認方法を提示してください。

質問 1 3. 【標準化対応に伴う RPA・連携処理改修の扱いについて】

・現時点では基幹システムの標準化対応が進行中であると認識しております。

標準化に伴い、RPA シナリオや連携処理の改修が必要となった場合は都度追加作業の発生が予想されますが、対応方針、保守範囲、契約変更の考え方、別途対応の扱い等について、貴市のお考えをご教示ください。

⇒標準化が完了していないシステムは、「表 3 その他連携を見込む一覧」のとおりです。構築業務の契約範囲は「別紙 3_対象手続要件」及び提案により追加となった手続です。構築完了後の運用期間中に都度発生する追加作業については、別契約で対応することとなります。保守範囲には、原則追加となった手続及び RPA シナリオも含むこととしますが、影響範囲の大小によって、市と受託者との協議の上決定するものとします。

質問 1 4. 【証明書交付手続における RPA 連携内容について】

・別紙 3「対象手続要件」の RPA 連携の項目について、以下の手続きにおいてどのような連携を想定されていますでしょうか。

- ・住民票謄本交付
- ・住民票除票交付
- ・住民票記載事項証明書交付
- ・印鑑登録証明書交付申請書

手続きの内容から、基幹システム側へのデータ更新、すなわち RPA が必要な処理は発生しないと想定しています。

⇒RPA によって、実際に証明書を発行（出力）するまでの処理を自動化させることを想定しています。

質問 1 5. 【RPA 対象業務の連携周期について】

・RPA 対象業務それぞれにおいて、「申請受付と同時に自動連携」または「任意のタイミングでの連携」のどちらの連携周期を想定されているかご教示ください。

⇒いずれの連携タイミングでも処理できることを想定しています。

なお、「申請受付と同時に自動連携」は、窓口業務支援システム上で、一連の受付を完了しトリガーとなるボタンを押すと RPA 処理が開始されることを想定していますので、難しい場合は代替となる処理方法を提示してください。

質問 16.【戸籍関連業務の RPA 対応可否について】

・RPA については、戸籍関連の業務、戸籍全部事項証明書、婚姻、離婚は弊社にて「戸籍総合システム・ブックレス」との連携実績がないことから、現地での業務ヒアリングを実施させていただき、RPA での対応可否を判断させていただくこととなります。

ヒアリングの結果、協議の上 RPA 対象業務から除外させていただく可能性がございますが、問題ないでしょうか。

⇒問題ございません。

質問 17.【新たな外字追加時の保守対応範囲について】

・本業務開始後、基幹システムにおいて新たな外字、独自文字が追加された場合、文字変換テーブルの追加・修正等の対応が必要になるものと考えております。

その際の保守対応について、受託事業者に求める対応範囲をご教示ください。

⇒新たな文字変換テーブルを提供しますので、設定変更作業をお願いします。実際の端末画面の確認は職員側で行いますので、設定変更作業後にご連絡をいただくまでの範囲を想定しています。

対応範囲について、窓口業務支援システムがどの文字コードで連携するかによって取込の対応方法が変わるため、契約締結後、市と受託者として協議の上、方針を決定するものとします。

質問 18.【住所コード変換表の更新提供について】

・「住所コードについても独自コードであるため、本市から変換表を提供する。」について、システム運用開始後に住所コードが更新された場合も、貴市から更新版の変換表をご提供いただける認識でよろしいでしょうか。またその場合、更新の頻度はどの程度が予想されるでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

住所コードの更新は減多なことではありませので、頻度としては少ないと思われます。

質問 19.【住所コード変換表の更新・管理主体について】

・「住所コードについても独自コードであるため、本市から変換表を提供する。」について、RPA 連携において、基幹系システムで保持している住所コードと、変換表の住所コードは常に一致している必要があります。システム運用開始後に住所コードが更新された場合も、変換表の更新・管理は貴市にて実施いただける認識でよろしいでしょうか。またその場合、更新の頻度はどの程度が予想されるでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

住所コードの更新は減多なことではありませので、頻度としては少ないと思われます。

質問 2 0. 【外字・住所コード変換精度の責任範囲について】

・外字・住所コードの変換精度について、お客様から提供していただく変換表に基づき機械的に変換を実施し、受託者が内容の正確性を保証するものではないと認識しているのですが、相違ないでしょうか。
正確性の保証が必要な場合、変換前後の全件確認が必要なため、導入時の工数が飛躍的に増加します。

⇒正確性が必須となりますので、受託者側で変換前後の全件確認を実施してください。

質問 2 1. 【データ変換基盤の準備範囲について】

・データ変換に関するシステムを動作させる基盤について、こちらはお客様にてご準備いただく想定ですが、相違ないでしょうか。

以下のようなリソースを想定しています。

- ・データ変換を実施するためのサーバー
- ・変換データを一時保存するためのストレージ

基盤のスペックについては、どの程度の変換処理が発生するかによって変化します。

基盤上で動作させるアプリケーションは、受託者が調達する想定です。

⇒必要となるデータ変換基盤については、市で準備します。必要スペックについては、市と受託者との協議の上決定するものとします。

質問 2 2. 【ハードウェアの設置場所・設置台数について】

- ・それぞれの機器の設置場所、設置台数を教えていただけないでしょうか。

⇒現時点での想定は以下のとおりです。ただし、今後の協議により変更となる場合があります。

■窓口受付端末：27 台

市民課 7 台、税務課 2 台、環境衛生課 1 台、健康課 2 台、保育幼稚園課 1 台、福祉課 2 台、
長寿介護課 2 台、子育て支援課 2 台、詫間支所 2 台、豊中支所 2 台、山本支所 1 台、三野支所 1 台、
仁尾支所 1 台、財田支所 1 台

■液晶ペンタブレット、マイナンバーカード読み取り装置、二次元コードリーダー：各 27 台

上記の設置場所、設置台数に同じ

■プリンター：16 台

上記の設置場所のうち、市民課 3 台、それ以外の課は各 1 台

質問 2 3. 【ネットワーク作業の実施主体について】

・「設定変更に費用が生じる場合は、本調達費用に含めない。その他、構築に必要な作業は本調達内で実施すること」とありますが、基本的にネットワークに係る作業が発生する場合は、ネットワーク運用保守側で実施され则认为よろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

質問 2 4. 【テストデータの準備主体について】

- ・テストに係るテストデータは、貴市にてご準備いただく認識でよろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

質問 25. 【機能拡張・独自提案の見積範囲について】

・今後の機能拡張としてのご提案は、本調達の見積範囲外の機能も含んで問題ないでしょうか。

⇒問題ありません。

質問 26. 【対象帳票の設定範囲について】

・別紙 3「対象手続要件」に記載の 155 帳票すべてが、令和 9 年 2 月の本番稼働時までに窓口業務支援システムで設定対象となる帳票という認識でよろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。ただし、今後の協議により対象帳票数が増減する可能性もあります。

質問 27. 【手続きメニューの画面遷移について】

・手続きメニューの構成は、ログイン後に「業務選択」「対象業務ヒアリング」の 2 画面遷移となりますが、問題ないでしょうか。

⇒8 月 4 日のプレゼンテーション審査の際に、実際に画面を見せていただければと存じます。

質問 28. 【保守運用における軽微な修正の定義について】

・「基幹システムの改修や制度改正により窓口業務支援システム側で改修が必要になった場合は、運用保守内で対応できる軽微な修正は、本市の求めに応じて速やかに対応すること」とありますが、ここでいう「軽微」とはどの程度の修正を指すのでしょうか。

⇒毎月の保守運用費用の範囲内で実施いただける設定修正作業を指していると認識いただいて結構です。

質問 29. 【企画提案書の用紙の向きについて】

・プロポーザル実施要領 P.4_6 企画提案書等の提出 (1) 提出書類

A 用紙サイズ：A 4 版

企画提案書の用紙の向きについては、縦または横の指定はないという認識で合っていますでしょうか。

⇒特に指定はありません。

質問 30. 【プレゼンテーションについて】

・プロポーザル実施要領 P.4_7 審査方法

提案内容の説明にあたり、企画提案書のプレゼンテーション用の抜粋、加工や説明投影用の並び替えは可能でしょうか？制約などあればご教示ください。

⇒特に規定はありません。ただし、プロポーザル審査委員は、事前に提出いただいた企画提案書を手元に用意した状態で 8 月 4 日のプレゼンテーション審査に参加するため、事前に提出いただいた企画提案書の頁数（どの頁を説明しているのか）をプレゼン中に説明できるようにしてください。

質問 3 1. 【プロジェクト管理について】

- ・別紙 1_仕様書 P.12_4. 2 プロジェクト管理

本業務実施にあたり選出する、三豊市様との「情報共有、進捗・課題管理を行うリーダー 1 名」は

- ・標準化事業に携わったことのある技術者
- ・窓口 DXaaS 提供事業者の技術者（4. 6 操作研修要件記載内容も考慮）

が現地で打合せ等を実施できる体制が取れば、業務スキル、デジタル技術への知見、コミュニケーション円滑化の観点からより有益であるとの理解でよろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

質問 3 2. 【現行端末のブラウザについて】

- ・別紙 1_仕様書 P.11_4.1 システム要件 (6) ハードウェア要件 1 現行端末
貴市が所有されている現行端末のブラウザをご教示ください。

⇒Microsoft Edge となります。

質問 3 3. 【RPA 用端末について】

- ・別紙 1_仕様書 P.11_4.1 システム要件 (6) ハードウェア要件 1 現行端末

RPA 用端末については、貴市が所有されている現行端末を利用する想定で合っていますでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。

質問 3 4. 【RPA 用端末について】

- ・別紙 1_仕様書 P.11_4.1 システム要件 (6) ハードウェア要件 3 マイナンバー読取装置

「PASiD SCAN2 年間保守」については、単年保守ではなく運用期間中の 5 年間保守という解釈で合っていますでしょうか。

⇒5 年保守の認識でお願いいたします。

質問 3 5. 【質問書の回答及び公表】

- ・質問書の回答を確認し、企画提案を辞退したい場合の手続きを教えてください。

⇒辞退を希望する旨のメールを、プロポーザル実施要領の項番 11 に記載しているメールアドレス宛に送付してください。事務局から辞退届の届出様式をメールで送付しますので、紙又は電子データでご提出ください。

質問 3 6. 【帳票作成】

- ・帳票作成については、本調達の範囲外と考えてよろしいでしょうか。

⇒お見込みのとおりです。帳票は、市の業務担当者が提出又は作成します。

ただし、仕様書の 4.7『本稼働に向けた支援等』に記載のとおり、本市の窓口業務の把握及び課題の整理を行っていただいた上で、現在使用している帳票をそのまま窓口支援システムに登録すべきか、又は業務改善の視点で帳票の見直しを行うべきかという点について、対応方針についての提案及び伴奏支援は行うようにしてくだ

さい。

質問 37. 【RPA 対応】

・ RPA のシナリオ数は何本と想定されていますか。

⇒仕様書の 4.1『システム要件』中『(5) RPA－①RPA シナリオ作成方針』に記載している各シナリオについて、最低各 1 本は用意してください。それ以外にも、市民及び職員双方がメリットを享受できるシナリオ実装案があれば、別途提案してください。

以上